

平成四年六月十六日受領
答弁第一一一号

内閣衆質一二三第一一号

平成四年六月十六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 櫻内 義雄 殿

衆議院議員近江巳記夫君提出恩給及び援護年金等並びに各種手当金の前日支払い措置に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員近江巳記夫君提出恩給及び援護年金等並びに各種手当金の前日支払い措置に関する質問に対する答弁書

一について

次の表のとおりである。

省庁名	種別	金額(百万円)	受給者数(千人)
総務庁	恩給法(大正十二年法律第四十八号)等に基づく年金たる恩給 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)に基づく互助年金	一、六四六、〇〇九 二、一七六	一、九一〇 一
環境庁	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)に基づく障害補償費等	四二、五五九	五八
厚生省	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づく医療手当等 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づく保護費(医療扶助を除く。)	一、〇〇四 五八二、〇九二	一 九三四 (平成四年一月実績)

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく障害年金等	一一一、三〇九	七〇
児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当	二五三、〇三八	五六八
戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）に基づく療養手当	一三	（四〇人）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）に基づく特別児童扶養手当等	九七、四四五	三一九 （平成三年三月実績）
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）に基づく医療特別手当等	九八、〇五四	二六三
児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に基づく児童手当	一三八、九四四 （平成二年度実績）	三、〇九一 （平成三年二月実績）
医薬品副作用被害救済・研究振興基金法（昭和五十四年法律第五十五号）に基づく障害年金等	四六九	（二一人）
毒ガス障害者に対する救済措置要綱（昭和五十九年四月十日衛発第二百六十六号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）に基づく健康管理手当及び保健手当	五二七	一

厚生省 農林水産省	農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）に基づく経営移讓年金及び農業者老齡年金	一三三、一三七	六八二
労働省	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく 年金たる保険給付 年金たる特別支給金 労災就学等援護費	三二八、三六一 五七、七六〇 三、二五四	一九九 一九九 二四

（注）金額及び受給者数は、原則として、平成四年度予算の数字である。

二について

一についての表に掲げた給付金で、その支給日が日曜日等の休日にあたる場合にいわゆる前日支払を実施していないものの取扱いについては、今後、関係省庁において協議、検討してまいりたい。